

ワークショップのテーマ

「児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について」

行政評価委員会における評価対象の選定理由

少子化が進行している札幌市では、子育ての支援や子どもの健全育成といった取組が、今後ますます重要な課題となっています。その中でも、近年、児童虐待が社会問題となっている点などを踏まえ、子どもたちの「健やかな育ちの推進」に関連する施策・事業を行政評価委員会としての評価対象に選定しました。

ワークショップにおける議論のテーマ

児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について

ワークショップにおける議論のテーマ選定理由

「健やかな育ちの推進」に関連する事業についての評価過程で、札幌市の児童相談所における児童虐待の相談件数が、高い水準で推移していることがわかつてきました。

これらの子どもを取り巻く課題に対応していくため、札幌市では、札幌市児童相談体制強化プランを策定し、児童相談所の機能・体制強化などの取組を進めています。

しかしながら、改めて児童相談所の機能を考えてみると、行政としての適切な対応はもとより、広く市民の皆さんにも関心を持っていただき、市民ぐるみで子どもの「健やかな育ち」を支えて行くことが大切であると考え、「児童相談所について」を意見交換の対象としました。

そして、その中でも特に児童虐待については、地域における市民の皆さんのご理解やご協力により状況の改善につながる部分が多くあります。虐待防止に対して、市民の皆さん之力をどのように活かすことができるのか。また、活かして行くためにどのような施策が必要か、という点についてご議論いただきたいと考えました。

以上の理由から、ワークショップにおける議論のテーマを「児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について」としました。

ワークショップの進め方（予定）

前半の議論のポイント

- あなたは、児童相談所の役割や業務とその現状をよくご存知でしたか？
- あなたの身の回りで、児童虐待に関して「気になる状況」はありましたか？もし、何か気になる状況があった場合、どのような行動を取られましたか？
- 児童虐待の早期発見と的確な対処をすすめるための課題として何が考えられるでしょうか？

後半の議論のポイント

- 身近な相談窓口の「区家庭児童相談室」を、市民に、より効果的に利用してもらうには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？
- 常時相談を受ける体制の「子ども安心ホットライン」を、より有効に活用してもらうには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？
- 地域力の強化策としての「オレンジリボン協力員」を、より地域に根ざしたものにするためには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？

平成24年度 札幌市行政評価委員会委員

委員長	吉見 宏	北海道大学大学院経済学研究科 教授
副委員長	山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院 教授
委 員	石川 信行	石川公認会計士事務所 公認会計士・税理士
同 上	太田 明子	太田明子ビジネス工房 代表
同 上	林 千賀子	北海道ひびき法律事務所 弁護士

児童相談所について

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関です。現在、都道府県だけではなく政令指定都市及び一部の中核市に設置されています。

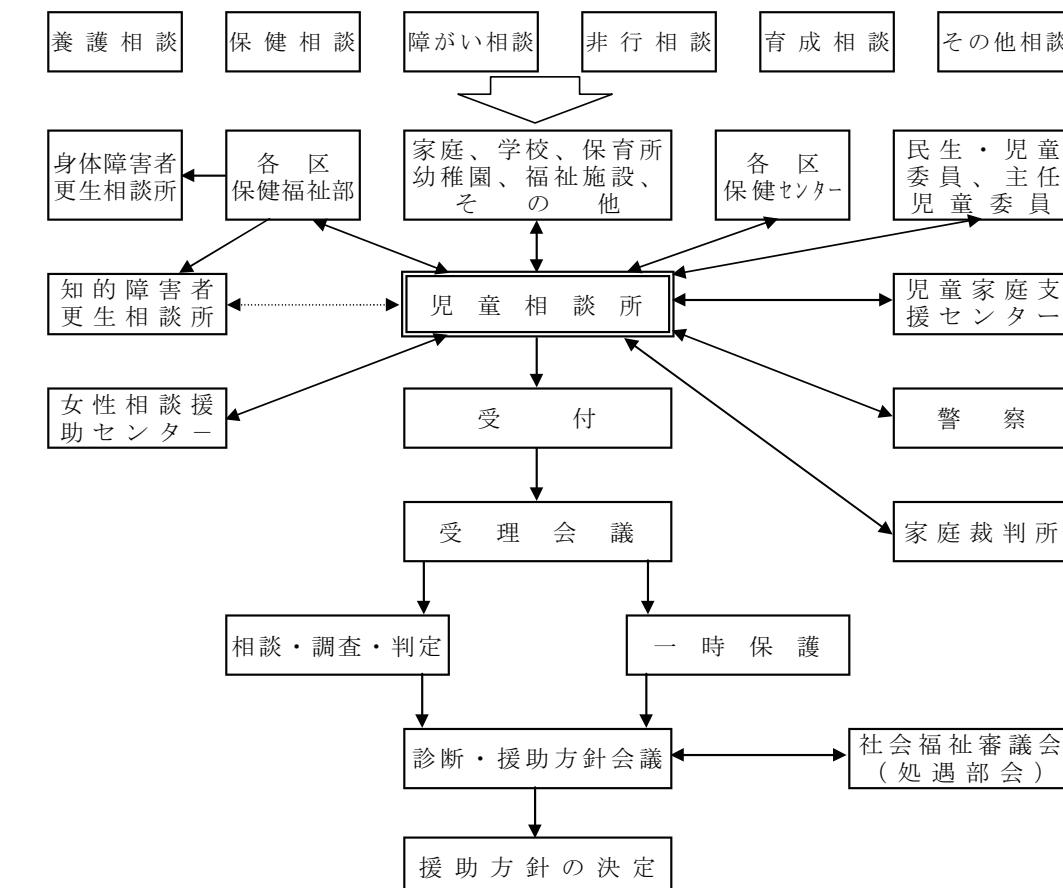
- 18才未満の児童を対象に、児童福祉法第11条の2に定められている次の4つの業務を行っています。
- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ③ 児童及びその保護者につき、②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
 - ④ 児童の一時保護を行うこと

児童相談所で対応している相談の種類

相談種別については、「養育困難な児童に関する養護相談」、「虚弱児等に関する保健相談」、「肢体不自由・知的障がいに関する障がい相談」、「盗み・家出等に関する非行相談」及び「不登校等の育成相談」の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化しています。

種 別	内 容									
養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的问题を有する児童、養子縁組に関する相談									
保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談									
障 が い 相 談	肢体不自由相談 視聴覚障がい相談 言語発達障がい等相談 重症心身障がい相談 知的障がい相談 自閉症相談									
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談 触法行為等相談									
育 成 相 談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 育児・しつけ相談 その他の相談									
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談									

相談の流れと関係機関



相談の受理状況

平成23年度の受理状況の内訳としては、「障がい相談」の占める割合が依然として多く、2,553件（構成比49.5%）となっています。次いで「養護相談」が1,841件(35.7%)、「育成相談」が498件(9.7%)、「非行相談」が203件(3.9%)となっています。この5年間の推移を見ると構成比に大きな変化は見られません。

相談種別受理件数(推移)

種別	養護相談	保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談			その他の相談	合計			
			肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症相談	小計	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	小計				
19年度	1,589	478	0	179	0	819	115	1,379	446	2,938	151	36	187	257	92	3	10	362	32	5,108
20年度	1,785	621	2	222	0	698	46	1,486	351	2,803	145	72	217	275	109	1	168	553	23	5,383
21年度	1,830	620	1	269	3	767	367	1,614	369	3,389	148	70	218	251	81	12	216	560	38	6,036
22年度	1,870	478	1	232	0	551	70	1,531	320	2,704	161	71	232	271	70	10	237	588	42	5,437
23年度	1,841	437	1	200	0	557	58	1,452	286	2,553	125	78	203	254	65	4	175	498	62	5,158

児童虐待とは

児童虐待は、保護者がその監護する児童(18歳未満)の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害にあたるものです。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(養育の怠慢・拒否等)」「心理的虐待」の4つに分類・定義されています。

保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をさします。

児童虐待の相談の状況

札幌市児童相談所における平成23年度の児童虐待相談受付処理件数は437件で、前年度(478件)に比べ、41件(△8.6%)の減となっています。

虐待相談の内容別では、平成23年度においてもネグレクトが例年と同様に最も多く、全体の68.7%を占めています。以下、身体的虐待16.9%、心理的虐待11.7%、性的虐待2.7%と、内容別構成比の順序は例年同様となっています。

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
21年度	107 (17.3%)	13 (2.1%)	413 (66.6%)	87 (14.0%)	620 (100%)
22年度	64 (13.4%)	8 (1.7%)	352 (73.6%)	54 (11.3%)	478 (100%)
23年度	74 (16.9%)	12 (2.7%)	300 (68.7%)	51 (11.7%)	437 (100%)

児童虐待の通告受付状況

平成23年度における通告受付件数は710件であり、前年度比12.8%の減となっています。通告経路は、近隣住民等からのものが最も多く、平成23年度は389件で、この傾向は毎年変わっていません。また、次に多いのは警察からのものであり、147件となっています。この2つの経路が、全通告の75.5%を占めています。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
家族					
父	11	6	12	12	15
母	5	8	4	2	3
その他	0	4	3	1	0
親戚	12	25	33	26	21
児童本人	0	1	2	3	1
近隣・知人	163	207	271	417	389
福祉事務所・児童委員等	34	29	47	27	40
保健センター	29	32	45	70	3
保育所・児童福祉施設等	33	37	27	22	19
医療機関	32	30	24	24	21
学校等	48	57	86	42	35
警察	83	138	166	157	147
その他	7	8	16	11	16
合計	457	582	736	814	710

児童虐待への対応状況

1 児童虐待の相談・対応体制の強化

- (1) 平成14年度から児童虐待に迅速に対応するための担当課長を置き、現在10名体制（課長1名、担当係長5名〔うち保健師、教員・各1〕、児童福祉司2名、保健師1名、児童虐待対応協力員（非常勤職員）1名）で、児童虐待通告に係る初期対応を行っています。
- (2) 通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、平成20年度から市内2か所の児童家庭支援センターに初期調査を委託し、夜間・休日の体制を維持しています。

- (3) 平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設しました。夜間・休日は、専門の電話相談員が常駐するなど、365日24時間体制で運用しています。

2 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

- (1) 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会（平成21年11月から「札幌市子どもを守るネットワーク会議」に名称変更）を設置しました（現在、36機関・団体で構成）。

- (2) 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度には、各区に要保護児童対策地域協議会を設置。実務者会議・個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っています。

- (3) 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員や主任児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開しています。登録者数は、平成24年3月末現在で、延べ9,827名となっています。

- (4) 各区「家庭児童相談室」の設置

平成22年度から、各区の保健センター（保健福祉部健康・子ども課）に、児童虐待に特化した担当職員を置き連携を図っていましたが、平成23年度からは相談・支援主査と家庭児童相談員による子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置しています。

3 児童虐待予防・防止の啓発活動の強化

- (1) 虐待対応マニュアル・パンフレットの作成・配布
- (2) 厚生労働省作製ポスターの関係機関への掲示依頼
- (3) 児童虐待に関する情報の児童福祉総合センターホームページへの掲載
- (4) 児童虐待防止推進月間（平成16年度から毎年11月）の取組

「札幌市児童相談体制強化プラン」の概要

～児童相談所と区役所の体制・機能強化及び地域との連携～

強化プランの策定にあたって

強化プラン策定の趣旨・位置付け

少子高齢化や核家族化が進行するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭での養育機能が著しく低下し、虐待をはじめとした要保護児童相談が急増しその内容も多様化・深刻化している。虐待は、生死に関わる重大な子どもへの権利侵害であることから、子どもの権利が守られ、未来を担う大切な存在として子どもを健全に育て、社会全体で支えていく環境を整えていくことが重要である。

虐待等の子どもを取り巻く課題に対応するためには、児童福祉の最前線である児童相談所が量的・質的に充実し、その専門性についても高度化を進めていく必要があることから、札幌市社会福祉審議会からの意見具申（「札幌市児童相談所のあり方について」）の趣旨を踏まえ本プランを策定する。

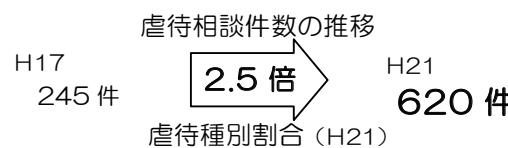
本プランは、中長期的に継続して取り組む施策の方向性を示すとともに、それを実現するための具体的な取組を明らかにしたものであり、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」及び「子どもの権利に関する推進計画」と連動しながら取組を進めていく。

【推進期間】 虐待等子どもに関する諸問題への対応は喫緊の課題であり、平成26年度までの4年間を本プランの推進期間と位置づけ、実施可能なものから早期に着手していく。

現状と課題

1 札幌市の児童相談の現状

- 相談件数、特に虐待相談は年々増加
- 虐待相談は1件あたりの業務量が過大
- 課題 児童虐待に対する相談・保護の体制強化**
- 札幌市はネグレクトの割合が多いため、孤立する家族を総合的に支援していく視点が重要
- 「近隣・知人」「関係機関」からの虐待通告が多い
- 課題 子どもを守る「地域力」の向上**



3 社会的養護体制に関する現状

- 市内施設の定員不足により、市外の施設に入所する児童が多い（H22.3末約200人）
- 被虐待児等の心理的なケアには、家庭的な養育環境が望ましい
- 課題 被虐待児等のケアの面で適切な「家庭的な養育環境」を提供できる社会的養護体制を市内に拡充**
- 保護者から適切な支援を受けられない施設退所児童の社会的自立が難しい
- 課題 就労支援を含めた、社会的自立を支援する体制の整備**

2 札幌市児童相談所の体制等の現状

【児童相談所・区役所の相談体制】

- 相談件数増加・児童相談所への相談集中により、児童福祉司1人あたりの件数が増大
- 身近な場所での相談、家族支援を含めた機能が重要

課題 児童相談所と区役所との役割分担

- 虐待の未然防止の観点から、専門機関である児童相談所は夜間休日でも常に相談対応できる体制が重要

課題 24時間対応できる体制の整備

【一時保護所の体制】

- 保護児童数増加・保護の長期化が進行
- 個々の児童の処遇に必要な個室の確保や、学習環境の確保が困難

課題 定員増及び適切な環境整備（スペース・職員配置）の確保

【関係機関との連携】

- 地域の相談機関である児童家庭支援センターや、虐待の早期発見に重要な学校・保育所等との連携体制のより一層の強化が必要

課題 区要保護児童対策地域協議会活用等による連携体制の構築

基本理念 虐待等から子どもの権利を守り、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ体制を確立する
—児童相談所が専門機能を果たすための体制拡充と連携強化—

今後の方向性

児童相談所の単独設置の維持・専門機能の向上と区役所における相談・対応機能の充実

主な取組

区役所における相談・支援体制の強化

主な取組：「区家庭児童相談室の設置」～身近な相談窓口～

子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した、身近な相談窓口を市民に分かりやすい名称である「区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能の強化を図るとともに、専門的な相談に応じる児童相談所との役割分担の明確化、連携強化

児童相談所の相談・支援体制の強化

主な取組：「（仮称）子どもホットラインの設置」～24時間・365日の相談受付体制～

緊急ケースへ速やかに対応することはもとより、育児困難を訴える保護者からの相談にも常時対応するために、専任の職員を児童相談所に置くなどして、虐待の未然防止を強化
その他の取組：体系的な研修による職員の専門性向上への取組など

一時保護所の体制強化

主な取組：「一時保護所の定員拡充と環境整備」～定員の拡充と適切な環境確保～

定員の拡充、居室と寝室の分離や一定程度の個室の確保など適切な生活環境・学習環境に必要な施設整備と職員配置（被虐待児の心理的ケアを担うスタッフの充実など）を検討
※現施設の機能見直しによる既存スペースの有効活用を含め、経済的・効率的方法を総合的に検討

地域・関係機関との連携強化

主な取組：「区要保護児童対策地域協議会の活性化」～地域の関係機関とのより強固な連携～

地域の相談機関である児童家庭支援センターや、学校・保育所等の地域諸機関との実効性のある連携体制を強化し、地域全体で要保護児童を支えるしくみを構築

主な取組：「（仮称）オレンジリボン協力員制度の創設」～地域力の強化～

民生委員・児童委員や学校教員による現行の「児童虐待予防地域協力員」を発展させ、幅広く地域住民等が気軽に参加できる「（仮称）オレンジリボン協力員制度」を新たに創設し、身近な社会資源や地域力を強化

社会的養護体制の整備

主な取組：「里親委託等推進委員会の設置」～里親委託の推進と支援体制の充実～

里親委託の推進を図るため、新たに「里親委託等推進委員会」を設置し、里親の資質向上のための研修、里親への相談援助などを行い、より効果的な支援の体制や取組を充実

主な取組：「施設退所児童等への相談・就労支援」～社会的自立への支援～

施設に入所し学校卒業を控えている子どもや施設を退所した子ども等が、安心して社会的に自立できるよう、一人ひとりの子どもの状況に留意しながらきめ細かなコーディネートを行う「（仮称）就労支援コーディネーター」の派遣を検討
その他の取組：家庭的養育環境の整備と受け皿の拡大、「（仮称）スタディメイト（学習支援等ボランティア）」派遣、子どもの権利擁護の取組など

指標・目標値

○（仮称）オレンジリボン協力員登録数（累計）

H21年度（既存協力員数）：8,493人

⇒H26年度（発展的拡大）：13,000人

○里親委託率

H21年度：13.6%

⇒H26年度：18.0%

○（仮称）スタディメイト派遣事業

H26年度登録数：80人



○区家庭児童相談室について

1 概要

子どもや家庭の福祉に関わる身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置しています。具体的には、虐待を含めた家庭における児童養育に関することなど、児童家庭相談全般についての相談を受けており、必要に応じて、継続的に関係機関と連携を取りながら、相談者への支援を行っています。

2 運営体制

主査（係長職）と家庭児童相談員（非常勤職員）の2名体制

3 相談対応件数

平成23年4月1日から3月31日までの1年間で、10区の家庭児童相談室が対応した相談件数は2,034件ありました。

4 予算（H24）

34,528千円（非常勤職員報酬、事務費等）

○子ども安心ホットラインについて

1 概要

札幌市児童相談所には、児童虐待の通告をはじめ、児童の養育に関するさまざまな問題や悩みが日々寄せられています。

こうした相談に土日夜間でも対応できるよう、平成23年9月26日から、専門の電話相談員が児童相談所内に常駐し、24時間365日体制による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設しました。

2 運営体制（夜間・休日）

電話相談員（非常勤職員・有資格者）5名によるシフト勤務制で対応しています。

3 電話相談員による相談対応件数

平成23年9月26日から3月31日までの約半年間で電話相談員が対応した相談件数は、921件ありました。

4 予算（H24）

10,300千円（非常勤職員報酬等）

○オレンジリボン地域協力員について

1 概要

児童虐待防止の取組みは、早期発見と早期対策が肝要であり、地域で活動している各種委員や日常的に子どもたちと接している関係機関職員等の協力が必要不可欠です。

このことから、地域において、きめ細やかな児童虐待の予防・防止等の活動を展開していくことを目的とし、平成12年度から制度化しました。

2 登録対象者

民生委員・児童委員、青少年育成委員、保育所職員、幼稚園職員、小・中・高等学校職員、児童会館等職員、児童福祉に深い理解と熱意のある市民等

3 役割

- (1) 地域内における児童虐待の発見と通告
- (2) 地域内の子どもに関する情報収集活動
- (3) 児童相談所から依頼を受けたケースの相談と支援・援助活動
- (4) 地域内での虐待予防・防止のための啓発活動

このうち、主に(1)について、協力をお願いしています。

4 登録の要件

児童相談所長が企画し、実施する児童虐待等に関する研修を受講した者

5 報酬

なし

6 登録人数

9,827人（H23年度末）

